



弁護士報酬返還請求事件／委任契約時における報酬額の合意

～着手金なし、完全成功報酬制で受任した場合～

契約書の重要性については、改めていうまでもないことですが、今回紹介する弁護士報酬をめぐる裁判所の判断は、同じ職業専門家として、また、顧問先にも起こり得る事案として、参考になると考えられます。(平成25年3月13日東京高裁、TAINSコードZ999-2115、平成24年9月27日さいたま地裁、TAINSコードZ999-2114、判例時報2194号27頁)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

この事件は、弁護士である一審被告(乙)に事件処理を委任した一審原告(甲)が、委任契約に基づく報酬額を超える金額を乙が報酬として受領したと主張して、不当利得返還請求権に基づき、乙弁護士に対し、182万1579円の返還を求めたところ、原審は、甲の請求のうち、75万1615円を認容し、その余の請求を棄却したため、甲及び乙弁護士は、双方とも控訴したという事案です。

①乙弁護士は、甲から埼玉弁護士会での法律相談を受けて事件を受任することとしたこと、②甲が着手金を支払うことができないと述べたため、完全成功報酬制で受任することにしたこと、③乙弁護士は、遺産の額が約4000万円であるとの甲の申告に基づいて、本件報酬を甲が得た金額の20%とすることを提示し、甲もこれに応じて、法律相談をしたその当日に本件委任契約が締結されたこと、④本件委任契約の締結に当たって、乙弁護士は、甲の遺産額の申告について裏付けとなる資料の確認をしていないこと、⑤委任契約が締結された当時、甲も遺産の額が約4000万円であると認識しており、その後乙弁護士に送信した遺言目録において、武蔵野銀行蓮田支店の定期預金が3000万円であるとして、本件遺産の総額を4225万8074円と申告したこと、⑥実際には同定期預金の額は2000万円でしたが、甲がその通帳の記載を読み誤って申告したものであって、故意に過大に本件遺産の額を申告したものでなかったこと、などが裁判所の認定した事実です。

2. 一審さいたま地裁の判断

本件報酬の額を認定するに当たっては、特に以下の事情が考慮されるべきである。

仮に、当初から原告甲が本件遺産の額を約3300万円と申告していた場合でも、被告乙弁護士において報酬を甲の得た利益の20%として提案していたと認めることもできないが、他方、その場合でも成功報酬が800万円程度となるように報酬の割合を設定したとまでは直ちに認められない。

本件委任契約の締結後に甲が申告した本件遺産の額は4000万円を200万円余り上回るものであったが、本件遺産の額が約4000万円であることを前提に報酬の基準が定められたのであるから、上記申告が4000万円を上回っていたからといって、この上回る部分に対応する報酬、すなわち、800万円を超える報酬部分については、本件委任契約を締結した時点では乙弁護士において期待していたとはいえず、最終的にも乙弁護士の期待利益として保護されるべきものとは認め難い。

3. 控訴審東京高裁の判断

法律専門家である弁護士が、委任契約において報酬金につき「得た金員の20%」との明示の合意をしている以上、乙弁護士の主張する期待を法的に保護する余地はない。乙弁護士としては、委任契約締結時に、自己の内心の期待なるものを明示の合意にしておくことは容易かつ可能であったと解されるから、上記の判断は当事者の衡平を欠くことにならない。(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判14頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記宛にご一報ください。